

Title	藤井伊右衛門日記①：翼賛政治体制協議会長野県支部と在郷軍人
Sub Title	Diary of Iemon Fujii No.1 : Council for Nomination of Imperial Rule Assistance Diet Member in Nagano Prefecture and war veterans
Author	玉木, 寛輝(Tamaki, Hiroki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2025
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.98, No.6 (2025. 6) ,p.1- 23
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250628-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

藤井伊右衛門日記①

——翼賛政治体制協議会長野県支部と在郷軍人——

玉 木 寛 輝

本史料は、藤井信太郎氏所蔵の藤井伊右衛門の日記（一九四二年三月六日から四月三〇日まで）のうち、三月二四日から三月三〇日までを翻刻したものである。藤井伊右衛門は明治二三年生まれ、その後一年志願兵として鉄道連隊に入隊、予備工兵少尉として帝国在郷軍人会長野市連合分会副長などを務め、一九三四年からは長野市長にもなった。大政翼賛会成立後は同会長野県支部庶務部長、翼賛政治体制協議会長野県支部のメンバーを務めながら、一九四二年には翼賛選挙に出馬して推薦候補として当選を果たし、一九四五年に成立する院内会派の護国同志会にも入っていく。今回翻刻した日記の期間は、藤井が翼賛政治体制協議会長野県支部のメンバーとして活動した時期のものである。

太平洋戦争開始後の一九四二年四月、日本国内では衆議院議員選挙が行われたものの、それは周知の通り、時局に適するとみなされた候補には翼賛政治体制協議会（以下、翼協と略す）から推薦が与えられる一方、適さないとみなされた候補は非推薦で選挙を戦わざるを得ない翼賛選挙であった。

その翼協は、中央では会長に元首相で陸軍大将の阿部信行を戴き、貴衆両院議員、各産業団体から構成員が選ばれている。そしてその翼協の地方支部は、各県にも組織されており、地域における時局に適した候補者を選定し、内申を付与して中央の翼協へと推薦を行う立場にあった。もっとも近年の研究によれば、中央の翼協ではかつての旧既成

政党的政治家たちが重きをなしており、地方支部から上げられてくる旧既成政党の政治家を排除するような内申には修正を加えていたという。⁽¹⁾その意味で旧既成政党勢力は根強く力を固持し続けたことが明らかにされている。⁽²⁾

とはいえ、同選挙における立候補者の推薦過程についてはいまだ不明な点が多い。本日記の執筆者である藤井伊右衛門は、まさに翼協長野県支部のメンバーとして、時局に適・不適と考えられる候補を選定して中央へ推挙する立場にあったが、今回扱う時期の記述からは、藤井のみならず他の翼協長野県支部メンバーによる、立候補を目指す政治家たちへの適・不適の議論も見取れる。その意味で本史料は、翼賛選挙に出馬した推薦・非推薦候補が地方レベルでどのような議論の対象になったのかを教えてくれる極めて貴重なものである。また藤井は翼協のメンバーでありながら、長野県第一区より推薦候補として出馬、第二位で当選するが、藤井を出馬させようとする在郷軍人たちの動きも看取できる。長野県では一九三二年に政治的な在郷軍人グループとして信州郷軍同志会が結成されており、藤井も同会のメンバーであった。本史料は在郷軍人と選挙を考えるうえでも有益な示唆を与えてくれるであろう。

藤井以外の翼協長野県支部のメンバーとその主な経歴を

記せば、支部長が倉島富次郎（陸軍少将）、北村甚兵衛（長野県議会議員、旧政友会所属）、宮澤佐源次（大政翼賛会長長野支部顧問、旧民政党所属）、古谷作治（弁護士、長野県翼賛壮年団副団長）、郷道四郎（陸軍少尉、帝国在郷軍人会下高井郡連合分会長）、宮下周（大政翼賛会長長野支部組織部長、旧民政党所属）、金子行徳（信濃絹紡社長、大政翼賛会長長野支部常務委員）、中沢周三（長野県翼賛壮年団副団長）、吉川亮夫（長野県町村長会会長）、木下丈男（長野県翼賛壮年団副団長）、二木柄伍（郡農会長）、増田要次郎（弁護士）、丸山謹一郎（大政翼賛会長長野支部常務委員、陸軍中尉）、佐藤順一（帝国在郷軍人会大町分会副会長）、青柳準之助（陸軍大佐、信州郷軍同志会メンバー）、伊藤一（長野県町村長会副会長）である。

日記の翻刻にあたっては、漢字仮名表記を漢字ひらがな表記に改め、旧字体は人名を除き原則として新字体に改めるとともに、算用数字は漢数字に直し、解読し切れなかった文字については□で表わした。なお、日記は毎日必ず記されているわけではなく、また藤井家の皆様と相談のうえ省略した日や箇所もある。日記の原本は横書きであるが、ここでは見やすさを考慮して縦書きにした。明らかな誤字、脱字については正しいと思われる表現に訂正してある。改

行については紙幅、見やすさ、意味合いを考慮して必ずしも原本どおりにはなっていない。また原本で不規則な箇所
に記されている文章については、意味など踏まえたうえで、
適当と思われる箇所に配置しその文章を【】で括っている。
なお、初出の登場人物については、分かる限りで文末
脚注を付け簡単な説明を付している。

Ⅲ. 二四（火）

古谷作治、郷道四郎氏来訪

衆議院議員立候補態憑あり

郷軍壮年団方面に於て清新強力なる議会確立の為啓発宣伝
を行ひ来れるも

現在予想せらるゝ候補者を目標としては旧態依然たるもの
にして今日迄の主張に合致せず依つて名実伴ふ候補者を目
標として活躍せんとする気分濃厚なり

近日貴下の承諾を得べく有志訪問せらるべきも協議会支部
会員にある関係上一応の話をなす旨申出であり

依て体力的に見て又今日迄の主張として自ら選挙民に投票
を依頼する事は出来ず

従来の慣習に鑑み選挙民はかゝる候補者の態度に嫌たらざ

るべく、然る時は当落は別としても運動者に煮湯を飲ます
事となり

又選挙民に然様な考を持たしめざる程の人物にも非ず
従つて選挙とならず

他の方法を考慮せられ度き旨を申出ず

両者は承諾の回答を得ずとも宜しとて辞去せらる

会食の際丸山謹一郎氏より司令官の伝言なりとて奮起を促
さる

依て古谷、郷道両氏に答へたと同様な答をなし宜しく
伝言方を依頼す

翼賛政治体制協議会長長野県支部

結成式 午後一時四十五分開式

全二時五分結成式終了

本部連絡員石井氏³紹介

協議懇談

支部長挨拶

一、和衷協力渾然一体たること

二、詮衡の為には充分意見を交換せざるべからず
従つて絶対秘密を厳守するを要す

選挙終了後と雖も長期に渡り厳守するものとす

三、今後種々非難攻撃を受ける事あるも、総ては支部長自身矢面に立つ考なるも

唯に神に背かざる正義を踏んで天地に恥ぢざる行動を行ひ批難は意に介せざる覚悟なり

本会

支部規約審議

第六條により支部幹事指名

宮下周、吉川亮夫、郷道四郎

支部規約第四條による会費は金五円とす

事ム費三、〇〇〇円を本会より受領せり

事務所

温古堂、二八九三番

指示事項

詮衡開始 三月二十八日

内申 三月三十一日迄

結社は届出済(二十一日)二十三日認可)

結成式 官吏は臨席せしめざる事

多数のものを参列せしむべからず

来賓、案内先

県会議員、長野市長、町村長会長

町村長会長は会員なるを以て略

何れも欠席

推薦状署名は二十五名以内

立候補を予想せらるゝ者は会員を辞退すること

会長挨拶レコードは弁士一名と(計算す) 見做す

趣意書は会員並に候補者の公認運動者に配布す

詮衡標準

推薦不適格内示

詮衡に当りては一般基準の他左記条項につき留意すべし
イ、国体、意義を晦冥ならしむる怖れなきや

ロ、聖戦完遂の挙国体制を乱すが如き挙動なきや

ハ、大政翼賛の国民的心情を欠如するが如き言動なきや

ニ、悪質なる犯罪を犯し社会の指弾を受ける事なきや

ホ、社会生活に於て指弾を受ける事なきや

尚本協議会の推薦を豫め拒否したるものは除くを勿論とす

説明

悪質なる犯罪

破廉恥罪又は之に準ずる犯罪を犯し社会の指弾を受けるも

のを云ふ

犯罪あるも公的に認容せられあるものは此限りに非ず
候補者の善意なる寄附金は受領せず
応援弁士に対し候補者は乗車賃を支払ひ得る事となりおも

之は受けざる事としたし

推薦数は定員とす適格者定員数に満たざる時は本部と打合はすべし

当選第一主義と云ふは誤り伝へられたるものなり

又新しきものを可とすとは云はず

新しきも古きも併せて適格者を推薦すると云ふ

【詮衡決議は多数決によらず衆議統裁による】

支部主催の演説会は行はず

但し会員数名が主催し其内一名が責任者となり開催するは差し支へなし

然し可成候補者の演説会に臨し応援するを可とす

支部詮衡は三十日午前十一時事ム所に於て

欠員を生ずるも補充せず 全員立候補の場合は此限りに非ず

必要に応じ召集の場合部分的召集をなす事を承認す

会長説明

清新なる議会の意は議會を清新たらしむを云ふ
従つて新しき人のみと云ふ意に非ず
城山県社参拝 午後四時三十分終了 西洋軒にて会食

Ⅲ・二五(水)

宮澤修⁽⁴⁾、宮崎誠一⁽⁵⁾、川添孝太郎⁽⁶⁾

外二氏⁽⁷⁾(市川、平松)⁽⁸⁾ 来訪

立候補を慫慂せらる

依て衷情を懇へ別途の方法考慮方を申出ず

先方にて再考を促されたるにより当方にて先方に対し再考を依頼す

尚考慮の上改めて御回答申上ぐべきが礼なりと考ふるも今

日迄此問題については相当考慮を重ねあり

再考の余地なく、又事急を要する儀につき此場にて速答申上ぐる次第なる旨を述べ其非礼を詫び諒恕方を乞ふ

(以下、一部省略)

埴科郡支部臨時協力会議

於屋代中学校午後一時三十五分開式

午後二時開議

一三、長坂武平氏⁽⁹⁾ 時間勵行提議
県支部運動実施要項説明

議長

参加の町村支部長壮年団長にも意見あらば開陳せられ度き
旨宣言

一、政治体制協議会県支部推薦につき

推薦気運の醸成とは如何(平林)⁽¹⁰⁾

出したい人を推薦すると云ふ気運

詮衡は選挙区毎に行ふや或は全委員が全県に涉り行ふや

何等指示なきも恐らく全員が全県に涉り詮衡するものなら

んと考ふ

二、翼賛会と政治体制協議会(鈴木甚四郎)⁽¹¹⁾

会は貫徹運動、協議会は推薦と同時に其当選を期す

啓発運動

三、貫徹運動と選挙運動との限界如何 月岡和雄⁽¹²⁾

抽象的には説明出来ず(署長)

壮年団の方針柿崎氏説明

四、イ、相当数の自由主義候補ありや

不明

ロ、協議会の運動の範囲

推薦状、応援演説の程度 選挙費を補給する事無からなん
ハ、経費の出所如何、会費其他

五、告示後貫徹運動は絶対不可なりや(宮林増雄)⁽¹³⁾

選挙運動とまぎらはしき事を避くと云ふにあり絶対中止に
非ず

六、選挙に関する関心、政治意欲を昂揚する事は運動眼目
なり

従つて関心を喚起する様建設的活発なる意見を開陳せられ
たし

壮年団代表

選挙を通じて政治理念の改革

【議会に対する理念排撃の思想戦なり 自由主義、個人主

義的】

政治の批判のみするは議会に非ず

大政翼賛するを真の議会とす

清新議會を確立する事を阻害する旧政党地盤を破壊し適格

者を送り出し得る様にす

投票に対する理念の革新

投票は奉答、地域的、職域の一部の利害を代表せしむるも

のに非ず

選挙民に対する啓発宣伝は出来ても問題となるは候補者の問題なり

立派なる候補者が推薦されたるにも係はらず自由立候補の如きは翼賛運動の不徹底なるものと認む

瀧澤顧問¹⁴

選挙は政治教育の最も良き機会なり

然るに従来の選挙の例を見るに選挙民は更新せんとする気分にならず

立派なる候補者を推薦し選挙民は之に向つて正しき選挙を行ふ事を理想とす

現行法の不備なる為に選挙を敬遠する傾向となる

依つて茲に一同の決意を表明し選挙に対する熱意を昂揚せんとす

〔決意表明〕

特定人の選挙運動をなす場合及び立候補の場合翼賛会の役員は辞すべきや

個人の立場に於て選挙運動をなす場合立候補の場合故に辞する様なし⁽¹⁵⁾

但し個人の立場と認め難き様なる立候補の場合、辞するを可

春日喜平氏⁽¹⁵⁾

隣組、部落、常会に出席指導の事

投票の際は二礼二拍手一礼の上投票の事としたり

決意表明 三時四十五分議を閉づ

郡委員会組織報告

Ⅲ・二六(木)

今朝重ねて古谷、郷道両氏来訪奮起を促さる

結局推薦せられても辞退するや否やとの質問に追ひ詰めらる

話中、太田大尉より司令官の意図なりとして奮起要望の旨

伝言あり

陸軍省へは予想立候補として報告せる由

古谷氏等に対しては明朝回答を約し別かる

田中彌助氏⁽¹⁸⁾

立候補の意志表明あり

事務局に於て長野署特高課柳澤氏面接

立候補の意志ありやとの質問あり

意志なきを回答す

軍人後援会長長野県支部評議会へ出席

(以下、欄外にある記述等を含め一部省略)

翼協支部長と面接

郷軍、翼壯方面より擁立の声あるが意志如何との質問あり
依つて能力、体力に於て適格ならざるを信ず

次に自分の従来の特論として候補者は選挙人に対し演説に
せよ文書にせよ依頼する事は絶対不可能にして仮りに挨拶
をなすとしても

「自分如きものにも眼識に叶はゞ云々」と云ふ事を申述
ぶる事となり

因習全く一掃されざる選挙民に採つては寧ろ反感を助長す
る怖あり

斯くては有志の考へらる成果を得られざる事となり非常な
る窮地に陥る結果となれば極力辞退し度く其旨を回答しあ
り

唯萬一推薦を被りたる場合の態度については目下考慮中な
る旨を答ふ

(以下一部省略)

Ⅲ. 二七(金)

宮澤修二、郷道四郎、古谷作治氏来訪懇談、以下の如き回
答す

一、翼賛政治体制協議会の推薦あり大政翼賛会長長野支部
長の承認ある場合は

成り行きに委かす

二、有志各位の御支援を被る場合は運動一切を御委任申上
ぐ

当方としては何等の手兵も何等の方策もなし

又候補者として積極的な何等行動に出で得ざる事も予め
承認願度し

三、費用に関しては関係各位に御迷惑を及ぼさざる方途を
講じ度き考なり

以上の回答により一同満足の意を表せらる

尚 非公式乍ら古谷郷道氏に対しては可成推薦の事なき様
又努めて無理を避けらる様希望して会見打切り

小県郡協力会議

県連合事務所、午後一時三十五分発会式 午後二時開議
一三、羽田武邦氏⁽¹⁹⁾

我歴史の有する大遵義が発展して大東

亜戦争となる 従つて戦争完遂の根本

は此大遵義におかざるべからず

然るに経済統制の目的に設けられたる施設の幹部に経済違

反者入りおれり

之等は仏作つて魂入らざるなり

大遵義を根本とする自覚

九、池内憲氏⁽²⁰⁾

運動展開の為には之に関係する人は率先垂範せざるべからず

同時に政治家にも大に自覚して貰ふ事肝要なり

五、上野高寛氏⁽²¹⁾

推薦氣運の醸成につき質問

二七、春原乙馬⁽²²⁾

翼賛選挙を阻害するは情実因縁なり

現在指導階級に於て相当其残滓存在す

依て之が一掃を望む

尚選挙を萎縮せしむる怖れあるが啓蒙運動と選挙運動との

限界を承り度し

二二、横澤角太郎⁽²³⁾

翼賛選挙の貫徹は良き候補者を推薦して貰ひ之を当選せしむる事に帰着す

従来の選挙に於ては仲々^(マ)能き人を選ぶにも何人が良き人なりやの判定困難なり

従つて偉き人を選ぶには偉き人を見立つて貰ふ事は良いこと、と思ふ

推薦制となり自由立候補が全部なくなれば無投票となり推薦と同時に当選すとなり

国民の投票権は無効となる

平時にては之にては収まらざるべし

一、推薦母体には民選の人も加へられたし

人は上より見る事と下より見る事と両方必要なり

二、候補者推薦に就ては^(マ)近く人は良くわかるを以て地区の配置を考へられ度し

三、口の人より実行の人を選ばれたし

実行の人とは認識自覚のある人即体験の人を云ふ

食糧問題に困つた人、食糧を生産する人等

二三、荒木⁽²⁴⁾

候補者は翼賛会、今回の運動は啓蒙運動に限るや

四五、小出万允⁽²⁵⁾

指示を凝集して其一票を誰れに入れるのか

推薦候補者に投票せよと云ふのか判く知りたし

四四、倉澤善一⁽²⁶⁾

推薦候補者に投票せざれば不可なりやと

夫れさへ投票しおればよいと云ふ様な話あり

之等に対する啓蒙は如何にすべきや

常務委員坂口讓氏⁽²⁷⁾

以上の質問は極めて啓蒙運動を消極的に考へられたる結果

なりと信ず

啓蒙運動は積極的に適材を当選せしむる気運を醸成するに

あり

一〇、松山源三⁽²⁸⁾

指示を中心として運動を展開し度し

八、瀧脇平八郎⁽²⁹⁾

熱意を以て運動展開せんとす

四三、山極覚氏⁽³⁰⁾

最後の当選、不当選迄行かざれば徹底せず

推薦せられたる人が落選する場合は協議会も翼賛会も責任

を感じ

依つて選挙区毎に協議し度し

顧問 金子行徳氏

翼賛会員の態度を説明

翼賛選挙貫徹の決議

午後三時五十分閉議

閉会式 午後四時二十四分上田発列車にて帰宅

東筑芳川村

東筑燃料小売商業組合専務理事

東筑商工業組合連合会常務理事

太田不二夫⁽³¹⁾

浅間温泉三澤某来訪

吉田正氏⁽³²⁾は産組の代表なれば商工業者の支持する降旗徳彌⁽³³⁾

氏を推薦せられ度しとの申出あり

Ⅲ. 二九 (日)

(冒頭一部省略)

午後河原君宛通信⁽³⁴⁾

夕食後北村甚兵衛氏来訪

推薦せられたる場合は立候補の決意をなせる旨通告あり
依て自分は目下一部より立候補の意進を受けおるも能力体
力に於て不適格なるのみならず従来の主義よりして有権者
に頼む事は不可能にして従来の因習の残れる有権者に対し
不向なれば極力辞退しあり願はくは推薦せられざる様配慮
せられ度しと述ぶ

北村氏曰く貴下は推薦氣運濃く小坂氏と共に推薦し度き考
なり⁽³⁵⁾

松本氏は如何と云ふ⁽³⁶⁾

依て相当強固なりと考ふ旨を答ふ

北村氏 適不適如何と

藤井 兎角の評はあれど不適格と判り云ふ条項もなし

北村氏 何等根拠はなければ嘗て自殺せる英人スパイと関

係ありとの噂一時専なりき

此際推薦を除外せば之を裏書きする事となれば慎重を要す

要するに藤井小坂と自分と云ふ事に希望を継げるものと推
定せり

此希望に対して自分の回答にて大体を察したるものと認む
兎に角明日自分が退場を命ぜらる如き事あらば其間推薦な
き様含まれ度しと申述ぶ
他区の情況を話し合ひ別かる

Ⅲ. 三〇 (月)

朝食後候補者詮衡下調べ

午前十時事ム局出勤

翼賛政治体制協議会長長野支部

詮衡委員会

午前十一時事務所に於て開会

宮城遥拝

国歌斉唱

黙祷

祈願文奉読 清く正しき直く赤き心

吾等の覚悟

一、和衷協力 秘密厳守

二、向神不恥 履正不畏

会員申合せ

吾等会員は和衷協力此重任に当るを銘肝し

其の候補者詮衡に関し委員の述べられたる意見は絶対の秘

密となし

長期に亘り何人にも之を洩さざる事

原則論によらず直に人につき詮衡せられ度し

各区毎の打合はせの要ありや 何れも之を要望

各区毎に協議する事に決定

吉川氏 原則論によらずと云はるゝが定員数とするか場合

により定員数を固執するや

支部長 可成定員数により度し然し止むを得ざる時は協議

す

中澤氏 原則論は云はずと云ふも詮衡上人に就ての原則に

つきての発言は許され度し

第一区打合会

一、現議員に就て

田中邦治氏⁽³⁷⁾は辞意発表につき推薦せず

丸山辨三郎氏⁽³⁸⁾は同交会関係につき推薦せず

松本氏につき考慮

二、一般の推薦事情による人につき詮衡（立候補意志申出

でたる者については後廻し）

藤井、北村、小坂につき

関係 藤井、北村退席

午後零時二十五分総会開議

第一区につき藤井、北村退席

一応の意見発表されたる由宮澤氏より話あり

支部長各区の意見発表を開き

後全体としての意見の交換をなす事に進行し来れる旨通告あり

第二区 午後一時二十分開始此時

北村氏と臨席

宮下氏退席を求めらる

金子、宮下氏と現在の三名を其俣推薦するより仕方なし

但し壮年団の意向を考へられたし

中澤氏 宮下氏を加へて推薦せられ度し

金子氏 宮下氏は組織部長として活動して貰ふ事がより以

上必要なり

又いたくない腹をさぐられざる事とす

二木氏

宮下氏の出でざる方可なり

中澤氏

此際宮下氏を推され度し今日の壮年層を育て上げた其人を推さざれば壮年層は承服せず

佐藤氏、青柳氏推薦に賛成

宮澤氏 宮下氏は出てざるを希望す

尚現在の三者を必ずしも推薦する要ありや検討の要あり

丸山氏 今後の育て上げの為宮下氏は此選挙の圏外に立ち進まれ度し補充隊の隊長たらしめたし

吉川氏 宮澤氏の意見に同意

中澤氏 小山邦太郎氏⁽³⁹⁾は中央に於ては無難なるも

あまりに大衆的にして壮年層の心ははなる

小山亮氏⁽⁴⁰⁾は嘗ては赤化運動をなすと解され

最近大に反省せられたりと云ふも元の農村更生連盟の面々を集め猶興会なるものを組織しつゝあり

羽田氏⁽⁴¹⁾に至つては選挙地盤を固むるに糾々たり 壮年層は離れつつあり

古谷氏 宮下氏を適格者と認むるも翼賛会組織部長としての立場が大切なるや

何れが大切なりや自ら如何に考へらるや本人の意向を考へられたし

佐藤氏 宮下氏の適格なりやに就いては異議なし

又会員中より何程迄の人数を挙ぐるや最後に意見を述べ

出度くないと云ふ人を出すのが使命なり誤解を解くべきなり

宮下氏の結集力を表はす事は運動の為に必要なり

伊東氏 当面の選挙を如何にするかを目標とす依て四区全体の指揮に当られたし

中澤氏 夫れには倉島支部長あり

青柳氏 適格者ならば驥足を延ばさしめたし

金子氏 母体の人気を考へよ

藤井

宮下氏の適格は一般に認むる所 要は懸念せらるゝは翼賛運動の進展に及ぼす影響なり

只今迄は組織部長として継続する事のみに考へられおるも適格者なる上は推薦せざる場合一翼たる壮年層が非推薦の

宮下氏を支援する事も相当翼賛運動に影響す 依て推薦を可とす

北村氏 三者の内誰を落すや

中澤氏 羽田氏が一番不適格条項多し

金子氏 種々羽田氏の適格を述べ

増田氏 宮下氏の心境を聞き度し

郷道氏 決定し難し

藤井 現在の三名を如何にするやと云ふが問題となるな

らば特別の場合を考慮に入れては如何

丸山氏 特別の場合を考ふる事は留保して第三区に移り度し

支部長 二区を継続し度し

宮澤氏 最適任者を出す(当選せしむる)此大任を継続せられ度し、此意味にてとつて

おきたし

青柳氏 最適任者なる故に出したし

古谷氏 一応推薦し本人の意志を聞いて採否を決定し度し

支部長 推薦を決定する事は出来なし

北村氏 翼賛運動の発展過程に於て重要位置なるを考ふれば組織部長として留まれたし

木下氏 宮下氏は組織部長として止る意志なりや代議士として努むる意志なりや聞き度し

中澤氏 一長野県で独占せんとせず

地方でうまく行かざる事は中央より直さざるべからず

依て国家本位にて進みたき念願なり

午後二時五十分休憩

午後三時二十三分再開

支部長

宮下氏の心境発表

宮下氏は現在困つておる即壮年団は非常に進みおり

立候補を諾さざる場合は今後云ふ事を聞かずと攻められつゝありと

依つて現在の三名につき検討す

小山邦太郎氏

推薦に賛成 佐藤、古谷、丸山、金子、

中澤氏不賛成に非るも現在の態度を更改せられん事を希む

小山亮氏

吉川氏 不賛成を問はれたらば如何

木下氏 大なる賛成なり

中澤氏 壮年層を背負^{ヘママ}ふつて行くべき人なり

農村更生連盟時代の面々を糾合して団体を作る行動は止め

られる事を希望して賛成

羽田武嗣郎氏

不賛成、木下、古谷、佐藤

金子氏 不賛成の理由如何

木下氏 諏訪の講演会に於て自己宣伝のみをなす 斯かる

自己宣伝をなすものは不可

中澤氏 塩野⁽⁴²⁾氏の件に関し事実の有無を北村氏^(マ)に訊す

北村氏 事実なり

然らば旧政党的地盤を考へおる如き行動は不可なり

支部長 とが⁽⁴²⁾□⁽⁴³⁾べき程度は自分は判らず

中澤氏 此問題に關し自分の敏感なるは外にも種々あるを以てなり

即県会の選挙に於て小山甚三郎⁽⁴³⁾、塩川清兵衛⁽⁴⁴⁾兩人に對し結構なりと云ふ意味を兩方へ通じおれり

支部長

此区に特別の場合を採用するや否や

宮澤氏

第一区の場合の如く一応三名を推薦する事にし特別の場合適用は後にし度し

結論

小山(邦) 大なる反對なし賛成者あり

小山(亮) ヶ

羽田 不賛成の強い意志を表明せるもの四名あり

宮下氏 適格なるも推薦、非推薦略々半ばす

第三区

宮下氏復席

吉川氏退席に先立ち一応意見表明

羽生三七⁽⁴⁵⁾ 嘗ては社会運動を行つた人なるも之を清算し翼賛会の發生当時外郭運動に携りたり

選挙の問題の始まる前羽生氏に奮起を希望せり全氏も立候補を決意しおれり

冨田氏⁽⁴⁶⁾にも奮起慫慂方を依頼せり

壮年団に於ては羽生氏は全面的に支援出来ず

中原氏⁽⁴⁷⁾、並に自分にと慫慂せられたるも自分は辞退を申出でおきたり

自分と羽生氏の關係を考慮せられたし

中原氏 全員賛成

他に現代議士の推すべきものなし

木下信⁽⁴⁸⁾

小平権一⁽⁴⁹⁾

吉川亮夫

熊谷直利⁽⁵⁰⁾

一名過剰

佐藤氏 熊谷氏に賛成 木下、小平兩氏は知らず

伊藤氏

小平氏につき説明 満州国参議

年齢五八、実行力に富む

青柳氏 木下氏につき説明

南洋事情に詳し一回当選一回落選(民政系の支持による)遠慮して貰ふ人を落す為には是非此人を推し度し

宮澤氏 小平、木下、吉川氏三氏には賛成

青柳氏

熊谷氏は人物は立派なるも郡内の人に余り知られず

遠慮して貰ひ度き人が浮び上る事となれば此人は推し度くなし

木下(丈)氏

前回の選挙に違反を多く出す本人には曇りなき事も考ふべきなり

木下信は仏印に於て活躍中なり之を国内へ引き戻す要ありや否や

砂田氏⁽⁵¹⁾の如きは代議士を辞して第一線に活動しおれる人考へ合はすべし

上伊那に於て壮年の政治意欲を昂揚する所以なり

尚吉川氏と羽生氏との関係は私情なり

佐藤氏

出してならん者を出さざる様する為には地盤をた、き破る

必要あり、

多く推薦するより此点を考へられたし

伊藤氏

中原、小平、木下、吉川氏と決定され度し

宮下、青柳、其他賛成

第四区

現代議士中推薦すべきものなし

新人に付て二本氏発言

小野祐之⁽⁵²⁾

小野秀一⁽⁵³⁾

吉田正

増田氏

池上隆祐君⁽⁵⁴⁾を推薦し度し

法学士農学士壮年団運動を行ひ支那方面を視察し新人なり

佐藤氏

恰度三区に於ける熊谷氏の場合と同様

植原⁽⁵⁵⁾を遠慮せしめんとす

植原は翼賛会を向ふに廻し戦はんとと広言しつゝ、あり

植原に真向から打突からしむ為には小野秀一氏を必要とす

此為には池上氏は遠慮せられ度し

吉田正 四七才 北安青年団長をなした事あり東亜同文書

院卒業

産組関係云々を云ふものあれど物価構成なぞの重要な

point にあり

増田氏

出し度くない人を落す事も考ふべきなるも人物を考へずば
詮衡は問題とならず

小野秀一氏は過去の経歴より考へ新人とは云ひ難し

又植原氏を落す為と云ふ観点よりして西筑摩に小野秀一氏、

東筑摩の端に小野祐之氏

北に吉田正氏として地盤関係よりして中心の松本を考へざるべからず

人物の本質を考へず落す事のみを考へ新人たらざる者を推すは不可

丸山氏

植原はどうしても落さざるべからず此人一人を出す事は非常に影響す

小野秀一氏は推薦非推薦に拘はらず立候補す 然る上は

益々植原を有利とする事となる 此意味より棚橋、池上より落つるとするも小野秀一氏を出し度し

宮下氏

人物のみにつき云ふ時は人は見方により色々となる

自分は然様に落つるものとは考へず

政党の地盤を維持せんとする考を有せずと判断す

現在上げられたる三名にて植原を落し得るや否や疑問なり

弱いと云ふ話もあり

詮衡につき此点考慮すべきなり

佐藤氏

池上氏は最近浮き上がる人にして壮年団連絡会議を開くも更に声なし

新人なるも次の機会を待つべきなり植原を落す為には小野秀一は総大将なり

増田氏

栗原氏⁵⁶の話が出たる為池上氏の声は遅く出たものなり

現在にては松本、東筑壮年団支持しあり

佐藤氏

連絡会議に於て池上氏は一応は名を出す但し場合によりては任かすと云ふ

宮下氏

最後の情報は壮年団は小野祐之池上隆祐、降旗徳弥三人の内より選ばれ度し

理由は小野祐之氏は弱し

増田氏

松本にては降旗氏は問題にせず

木下氏

小野秀一氏は壮年団を盛り立つ事

翼賛運動にも努力しつゝ、ありしも之は運動の為の運動にして賛成出来ず

但し植原を落す為ならば皆と共に研究す

佐藤氏

植原陣営より自分に対し戦ふならば正々堂々と栗原をたつべしと云ふは

如何に小野秀一氏を怖れおるかを証するものなり

此際純理論により政治力の結集力なきものを出すよりは個人的に多少の欠点を有するも小野氏を推すべきなり

今日迄池上氏を以て必ずやりぬくと云ふ決意を示せるものなし

増田氏

松本の状況を良く視られ度し池上氏は壮年団丈けに非ず

一般市民は市より誰か出さんと困ると云ふ考多し

百瀬氏の点は誰れが貰ふやと云ふ事を考ふる時池上氏によらざるべからず

松本市より出さざれば草刈場となり植原に喰はる怖れあり

二本氏

此勢力の強き小野秀一氏を採られ度し

増田氏

松本の点を採るには小野秀氏にては不可

質的に不十分ならざる小野氏を立て且つ植原に勝たしめたならば二つの失敗となる

中澤氏

池上氏には白面の人にして才走つておるの批評あり 之は今推すべきに非ず

之を立てれば小野祐、池上共に落つる怖あり

支部長

小野秀一に対しては如何

木下、丸山 質としては賛成に非るも植原打破の為には推す事も可

北村氏

植原氏を打つには従来より之を目標とせる小野秀一氏を推し

更に松本の点の処置を考ふべきなり

古谷氏

小野氏を推薦せず自由立候補せざるや疑問なれば弱し且つ推さざれば非常に弱きものとなる

支部長

作戦に入る作戦は良き案にても実行が甘く行かざれば負け、まずき案にても実行が良ければ勝つ、統裁に任かすや

増田氏

特別の場合に組み入れたし

支部長 特別の場合を適用するに至らずと考ふ

支部長

統裁に任かすや

一同異議なし

支部長

増田氏此際譲歩され善戦せられ度し

休憩

午後六時四十五分再開

再び休み一、二区詮衡の為北村、藤井、宮下退場

午後九時三十五分 北村、藤井出席

木下氏 金子氏は羽田氏の事のみを云ひおられるに非ずや

他の人の事は云はれざれば

金子氏 羽田は不可と云はれたるにより羽田氏につき云ひ

たるも他の人も棚卸しすれば夫々云ふべき事あり

木下氏

総意となれば宮下氏は組織部長を続けるも止むを得なし而

して羽田氏は落し度し

中澤氏 鍊成部に信用なく地方の壮年層にも信用なし名古

屋の壮年団の會議に於ても然り

故に之は推薦し度くなし

金子氏 自分は中央に評判悪くなし

中澤氏 中央にも種々あるも自分等の直系にては信用なし

木下氏 諸君が真に純なる心持を以て宮下氏を推さざる方

良しと云ふならば支部長統裁に委かす

古谷氏 統裁は先づ宮下氏の分と羽田氏の分と別けて統裁

され度し

支部長

宮下氏の分統裁す其上は之れに服され度し

宮下氏には続いて組織部長をやつて貰ふ事とし推薦せず

支部長

残り三人につき如何にするや

統裁に委かすや 吉川、北村異議なし

現在の三名を推薦す

宮下氏復席

第二区統裁の結果を悲壮なる口調を以て宮下氏に宣告す

(自分には極めて不利なる事なるも忍んで統裁す)

適任なる事は全員異論なきも多くの適任代議士を出す事に

努力を払はれ度し

吉川、藤井両人は辞表を出され度し

自分は神社に参拝の上に統裁を発表する筈なるも事重大なれば事前に発表して諒解を求めたり

従つて神社参拝後の会合には吉川、藤井は列席せしめず

即最後の協議には預からざるものとす

参拝 支部長、幹事、次年長 二木氏

年少 中澤氏を指名

中澤氏辞退 依つて代りに古谷氏を指名す、

郷道氏、古谷氏本日の内容は洩れれば非常なる波紋を起す故に注意し度し

中澤氏 此経緯につきては断然漏さず

吉川、藤井は脱退の手續きを採る

但し外部へは発表せず両人の胸に秘めおくものとす

従つて今晚も別席に控ふる形を採る

会議終了午後十時三十四分

- (1) この点については、奥健太郎「第九章 翼賛選挙と翼賛政治体制協議会——その組織と活動」(寺崎修・玉井清編『戦前日本の政治と市民意識』(慶應義塾大学出版会、二〇〇五年)を参照されたい。

(2) 翼賛選挙における旧既成政党の政治的な根強さについては、官田光史『戦時期日本の翼賛政治』(吉川弘文館、

二〇一六年)の「『翼賛政治』体制の形成と政党人——山崎辰之輔の場合」や、中村勝範「翼賛選挙と旧政党人」(大麻唯男伝記研究会編『大麻唯男・論文編』(櫻田会、一九九六年)、玉井清「東条内閣の一考察——大麻唯男を中心に」(同前所収)などを参照されたい。

(3) 詳細不明。

(4) 帝国在郷軍人会上高井郡連合分会長、帝国在郷軍人会本部審議員などを務め、信州郷軍同志会メンバーの一人。

(5) 在郷軍人会延徳村分会長歩兵少尉。

(6) 地域の在郷軍人会で要職を務め、翼賛選挙で藤井伊右衛門陣営の事務長を務めた。

(7) 恐らく市川廣であると思われる。市川は信州郷軍同志会メンバーの一人でもあり、大政翼賛会長野支部員も務めた。

(8) 平松は、藤井伊右衛門の翼賛選挙を支援した平松幸五(伍)ではないかと思われる。平松幸五(伍)は小布施町の産業組合青年連盟の理事を務めた経緯を持ち、翼賛壮年団上高井郡副団長を務めた。

(9) 戦後杭瀬下村村長などを務める。

(10) 詳細不明。

(11) 地域の在郷軍人会の要職を歴任しながら、坂城産業組合長も務めた経歴を持つ。

(12) 戦後に東条村村長などを務めた。

- (13) 詳細不明。
- (14) 詳細不明。
- (15) 詳細不明。
- (16) ここで訪ねて来ているのは郷道四郎だと思われるが、「郷道」姓で藤井を援助していた者に郷道賢郎がいる。郷道賢郎は一九四〇年の長野県翼賛青年団結成準備委員に下高井郡代表として出席、翼賛選挙では藤井を支えた。
- (17) 太田洋一郎を指している。長野連隊区司令部員、陸軍大尉。
- (18) 立憲政友会（以後「政友会」と略す）に所属した議員で、一九三六年では衆議院議員選挙で当選、翼賛選挙では非推薦議員として長野第一区から出馬するも落選。
- (19) 小学校教員などを務める。白樺派と目された。
- (20) 詳細不明。
- (21) 良泉寺の住職などを務める。
- (22) 詳細不明。
- (23) 村会議員、廣山寺総代などを務める。
- (24) 詳細不明。
- (25) 長野県連合青年団の副幹事長、尋常小学校教員などを務める。
- (26) 詳細不明。
- (27) 坂口は、詳細は不明ながらも長野県青壮年組織結成準備委員に役員として名を連ね、翼賛壮年団小県郡団長も務

- めている。
- (28) 詳細不明。
- (29) 詳細不明。
- (30) 詳細不明。
- (31) 日記の記述通り、東筑燃料小売商業組合の関係者。
- (32) 翼賛選挙では第四区から推薦候補として出馬し、一位当選を果たす。戦後は日本社会党（右派）として衆議院議員を務め、協同乳業を設立。
- (33) 降旗は立憲民政党（以後「民政党」と略す）に所属した政治家。一九三九年の長野県議会議員選挙で同党から立候補し落選するが、戦後は自由党などから出馬し活躍した。
- (34) 河原信三を指している。信州郷軍同志会メンバーであり、大政翼賛会長野県支部常務委員、長野県翼賛壮年団副団長をも務めた。
- (35) 小坂武雄を指している。小坂はこの時点で信濃毎日新聞社常務であり、翼賛選挙で藤井と同様に長野県第一区から推薦候補として初出馬、三位当選を果たす。
- (36) 松本忠雄を指している。一九二〇年代から長野第一区を基盤にする民政党所属の政治家として強さを誇り、一九三〇年代以降は三六年、三七年の衆議院議員選挙、四二年の翼賛選挙でも一位当選を果たしている。
- (37) 民政党に所属した政治家であり、長野県の第一区を基盤とした。一九三六年、三七年の衆議院議員選挙で当選を

果たしていたが、翼賛選挙には出馬せず引退の意向を示した。

(38) 一九三二年から一九三四年まで三期にわたり長野市長を務める一方、政友会に所属した政治家でもあり、一九三七年の衆議院議員選挙で当選を果たしている。大政翼賛会成立前後は、鳩山一郎が組織した同交会メンバーの一員として活動している。

(39) 民政党に所属した政治家であり、翼賛選挙では第二区から推薦候補として出馬し二位当選を果たしている。

(40) 当初は社会民衆党に所属していたが、一九三〇年代半ば以降、藤井も属していた信州郷軍同志会に近い存在になり、翼賛選挙では第二区から推薦候補として一位当選、一九四五年に成立する護国同志会にも所属した。

(41) 羽田武嗣郎を指している。政友会に所属した政治家であり、翼賛選挙では第二区から推薦候補として出馬し、三位当選を果たしている。

(42) 第一次近衛文麿内閣で法相を務めた塩野季彦を指していると思われる。塩野は翼賛選挙でかつての政友会勢力の一部が担ぎあげようとしていたとされる。

(43) もともとは政友会系の青年団に属しており、一九三九年の長野県議会議員選挙では中立候補として北佐久郡から出馬し当選を果たす。

(44) 社会民衆党に所属していた政治家であったが、一九三

〇年代以降、小山亮とともに行動を終始し、藤井も属していた信州郷軍同志会とも近い存在になっていく。

(45) 全国労農大衆党、社会大衆党に属した経歴を持ち、一九三〇年代後半以降、新体制運動が活発化してくるなかで国民運動研究会を組織、戦後は日本社会党（左派）に属した。

(46) 富田健治か。富田は長野県知事を務めたのち、第二次、第三次近衛内閣書記官長となる。

(47) 中原謹司を指す。藤井と同様に信州郷軍同志会のメンバーであり、同会の実質的なリーダーと目された。一九三六年、三七年の衆議院議員選挙で当選を果たし、翼賛選挙では第三区から推薦候補として四位当選、一九四五年には護国同志会へ合流する。

(48) 内務省に入省したのち、台湾総督府内務局長、愛媛県、長崎県知事などを歴任する。翼賛選挙では第三区から推薦候補として出馬、一位当選を果たす。

(49) 農商務省に入省後、一九三〇年代には経済更生運動に尽力し、翼賛選挙では推薦候補として第三区から出馬、二位当選を果たす。

(50) 詳細不明。

(51) 砂田重政を指している。政友会所属の議員であったが、同時期には南方総軍政顧問としてシンガポールなどへ赴いていた。

(52) 藤井、中原らと同じ信州郷軍同志会メンバーの一人。

一九三五年、三九年の長野県議会議員選挙で当選を果たし、翼賛選挙でも第四区から推薦候補として二位当選を果たす。

(53) 小野秀一は政友会に所属した議員で一九三九年に長野県議会議員選挙に西筑摩郡から出馬し当選を果たしている。翼賛選挙では推薦候補として出馬し第四区で三位当選を果たした。

(54) 大政翼賛会長長野県協力会議員などを務め、翼賛選挙には結局出馬せず。戦後は衆議院議員、長野県教育委員、松本交響楽団理事を歴任。

(55) 植原悦二郎を指している。政友会に所属した議員で、大政翼賛会成立後は鳩山一郎の同交会に属し、翼賛選挙では第四区から非推薦候補として出馬したものの落選した。

(56) 栗原美能留を指している。内務官僚として社会局などに務めた後、大政翼賛会成立後は大日本翼賛壮年団理事を務めた。最終的に翼賛選挙には出馬せず。